

石川県公報

令和 8 年 8 月 12 日
第 1 3 9 3 2 号（水曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○ 2 等陸・海・空士（任期制自衛官）等の募集 （市町支援課）	1	○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出（同）4
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定の解除 （防災対策課）	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出（同）4
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 （厚生政策課）	2	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定（同）4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 （同）	2	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定（同）4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 （同）	3	○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会課）5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 （同）	3	○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（同）5
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 （同）	3	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 （同）	3	
		公 告
		○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）5
		○公共測量実施公告（監理課）10
		教育委員会
		○令和 9 年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針 10

告 示

石川県告示第258号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和8年度の2等陸・海・空士（任期制自衛官）及び一般曹候補生採用試験の試験期日、募集期間、試験場等を次のとおり告示する。

令和8年8月12日

石川県知事 山 野 之 義

1 試験期日及び募集期間

令和9年3・4月採用予定者

（令和8年9月～令和9年2月実施分）

(1) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）

学科試験・適性検査・作文	口述試験・身体検査	受付締切日
令和8年9月16日～19日	令和8年9月24日	令和8年9月3日
令和8年11月2日～4日	令和8年11月7日	令和8年10月20日
令和8年12月6日～8日	令和8年12月12日	令和8年12月4日
令和9年2月7日～8日	令和9年2月13日	令和9年1月26日

(2) 一般曹候補生

学科試験・適性検査・作文	口述試験・身体検査	受付締切日
--------------	-----------	-------

令和 8 年 9 月 17 日～19 日	令和 8 年 10 月 18 日	令和 8 年 9 月 1 日
令和 8 年 11 月 29 日～30 日	令和 9 年 1 月 11 日	令和 8 年 11 月 20 日

2 試験場

(1) 学科試験等

受験者任意の場所（個別受験方式による Web 試験）

(2) 口述試験・身体検査

金沢新神田合同庁舎及び金沢駐屯地

3 応募手続

(1) インターネットによる方法

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>）からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力し送信すること。

(2) 広報官による方法

自衛隊石川地方協力本部又は各地域事務所を通じて広報官の説明を受け、手続を実施すること。

(3) 郵送又は持参による方法

志願書類（志願票（1 部）及び自衛隊受験票（1 部））を自衛隊石川地方協力本部に送付又は持参すること。

なお、志願書類は、自衛隊石川地方協力本部又は自衛官募集ホームページから請求すること。

4 その他

応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行うこと。

石川県告示第259号

令和 6 年 1 月 1 日の令和 6 年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯に対する被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）の認定を解除した。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

1 長期避難世帯の認定を解除した地域

七尾市中島町塩津ア部 2 番地

2 長期避難世帯の認定を解除した日

令和 8 年 7 月 31 日

石川県告示第260号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ倉光薬局	白山市倉光四丁目 184 番地 1	令和 8 年 5 月 21 日
サンウェルズ河原訪問看護ステーション	加賀市河原町ホ 36 番地	令和 8 年 6 月 1 日
サンウェルズ博労訪問看護ステーション	白山市博労 3 丁目 14- 1	令和 8 年 6 月 1 日
サンウェルズ白山訪問看護ステーション	白山市北安田西 2 丁目 14 番地	令和 8 年 6 月 1 日
クスリのアオキ田鶴浜薬局	七尾市田鶴浜町ぬ部 21 番地	令和 8 年 7 月 1 日

石川県告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ倉光薬局	白山市倉光四丁目184番地 1	令和 8 年 5 月 21 日
サンウェルズ河原訪問看護ステーション	加賀市河原町ホ36番地	令和 8 年 6 月 1 日
サンウェルズ博労訪問看護ステーション	白山市博労 3 丁目14- 1	令和 8 年 6 月 1 日
サンウェルズ白山訪問看護ステーション	白山市北安田西 2 丁目14番地	令和 8 年 6 月 1 日
クスリのアオキ田鶴浜薬局	七尾市田鶴浜町ぬ部21番地	令和 8 年 7 月 1 日

石川県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
特定医療法人 扇翔会	南ヶ丘訪問看護ステーション	新 野々市市蓮花寺町633番地	令和 8 年 5 月 30 日
		旧 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区 1 番	

石川県告示第263号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
特定医療法人 扇翔会	南ヶ丘訪問看護ステーション	新 野々市市蓮花寺町633番地	令和 8 年 5 月 30 日
		旧 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区 1 番	

石川県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	休止年月日
つじ薬局	七尾市和倉町ワ 3 - 6	令和 8 年 4 月 1 日

石川県告示第265号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144

号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	休止年月日
つじ薬局	七尾市和倉町ワ 3 - 6	令和 8 年 4 月 1 日

石川県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
加茂整形外科医院	小松市梯町口38の1	令和 8 年 2 月 8 日
クスリのアオキラスパ白山薬局	白山市倉光五丁目14番地	令和 8 年 5 月 20 日

石川県告示第267号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
加茂整形外科医院	小松市梯町口38の1	令和 8 年 2 月 8 日
クスリのアオキラスパ白山薬局	白山市倉光五丁目14番地	令和 8 年 5 月 20 日

石川県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
山 本 直 生	げんき堂整骨院 イオンモールかほく	かほく市内日角タ25 イオンモールかほく S C 1 F	令和 8 年 6 月 25 日

石川県告示第269号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
山 本 直 生	げんき堂整骨院 イオンモールかほく	かほく市内日角タ25 イオンモールかほく S C 1 F	令和 8 年 6 月 25 日

石川県告示第270号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ ス の 種 類
1761491677	株式会社 i t o s i e .	訪問看護ステーションわらく緑台 河北郡内灘町緑台 1 - 243 - 7	令和 8 年 8 月 1 日	訪問看護

石川県告示第271号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ ス の 種 類
1761491677	株式会社 i t o s i e .	訪問看護ステーションわらく緑台 河北郡内灘町緑台 1 - 243 - 7	令和 8 年 8 月 1 日	介護予防訪問看護

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和 8 年 8 月 12 日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェアモール松任

白山市幸明町304番地 1 ほか113筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

ほか52者

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

ほか52者

3 変更の年月日

代表者変更 令和 8 年 6 月 19 日

所在地変更 令和 6 年 9 月 18 日

4 変更する理由

小売業者の代表者及び住所変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 31 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 12 日から同年 12 月 12 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 12 月 12 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中能登マイタウン

鹿島郡中能登町徳前よ部 109 番地 1 ほか計 34 筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）吉田道路株式会社

代表取締役 吉田 壽賀子

金沢市豊徳町 541 番地

（変更後）吉田道路株式会社

代表取締役 高橋 斉

金沢市豊徳町 541 番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社示野薬局

代表取締役 関 久則

金沢市高柳町 1 字 48-1

株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

（変更後）株式会社マツモトキョシ甲信越販売

代表取締役 安藤 浩

長野市鶴賀緑町 1393 番地 3

株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

3 変更の年月日

2(1) 令和 4 年 12 月 1 日

2(2) （株式会社マツモトキョシ甲信越販売）

令和 2 年 4 月 1 日

（株式会社北越ケーズ）

代表者変更 令和 8 年 6 月 19 日

所在地変更 令和 6 年 9 月 18 日

4 変更する理由

2(1) 設置者代表者の変更のため

2(2) 小売業者の住所及び代表者の変更並びに小売業者の入替えによる退店及び出店のため

- 5 届出年月日
令和 8 年 7 月 31 日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び中能登町企画情報課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和 8 年 8 月 12 日から同年 12 月 12 日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 12 月 12 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ金沢本店
野々市市御経塚四丁目 106 番 1 外 25 筆
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社北越ケーズ
代表取締役 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号
（変更後）株式会社北越ケーズ
代表取締役 今井 徳彦
新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号
 - 3 変更の年月日
代表者変更 令和 8 年 6 月 19 日
所在地変更 令和 6 年 9 月 18 日
 - 4 変更する理由
小売業者の代表者及び住所変更のため
 - 5 届出年月日
令和 8 年 7 月 31 日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和 8 年 8 月 12 日から同年 12 月 12 日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 12 月 12 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM21小松店、ケーズデンキ小松店
小松市不動島町 1 番地 外 65 筆
 - 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）DCM 株式会社
代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社北越ケーズ
代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

（変更後）DCM 株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM 株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

（変更後）DCM 株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

3 変更の年月日

（DCM 株式会社）

代表者変更 令和 8 年 3 月 1 日

（株式会社北越ケーズ）

代表者変更 令和 8 年 6 月 19 日

所在地変更 令和 6 年 9 月 18 日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者及び住所変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 31 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 12 日から同年 12 月 12 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 12 月 12 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店

野々市市新庄 2 丁目 810 番ほか 38 筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

ほか 1 者

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

ほか 1 者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

ほか 1 者

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

ほか 1 者

3 変更の年月日

代表者変更 令和 8 年 6 月 19 日

所在地変更 令和 6 年 9 月 18 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者及び住所変更のため

2(2) 小売業者の代表者及び住所変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 31 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 12 日から同年 12 月 12 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 12 月 12 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ加賀店

加賀市作見町 74 番地 1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ加賀店

加賀市作見町 75 番地 1 外 23 筆

（変更後）ケーズデンキ加賀店

加賀市作見町 74 番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池 8 丁目 16 番 17 号

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番 25 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

- 代表取締役 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
(変更後) 株式会社北越ケーズ
代表取締役 今井 徳彦
新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 9 番25号
- 3 変更の年月日
2(1) 令和 3 年11月19日
2(2)(3) 代表者変更 令和 8 年 6 月19日
住所変更 令和 6 年 9 月18日
- 4 変更する理由
2(1) 店舗名称の決定及び建物表題登記に準じた住所とするため
2(2)(3) 設置者及び小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和 8 年 7 月31日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業部商工課
- 7 届出等の縦覧期間
令和 8 年 8 月12日から同年12月12日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年12月12日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、金沢市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月12日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空 中 写 真 測 量、 写 真 地 図 作 成)	令和 8 年 7 月17日から 同年12月25日まで	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、 河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝 達志水町

教 育 委 員 会

令和 9 年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針

令和 9 年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集方針を、次のとおり定める。

令和 8 年 8 月12日

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 9 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集方針

令和 9 年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集について、次のとおり方針を定める。

- 1 入学資格
- 入学することができる者は、次の条件を全て満たしている者とする。ただし、原則として、高等学校・大学などに在籍中の者は入学できない。
- (1) 石川県に住んでいる者又は石川県で働いている者（国籍は問わない。）
(2) 学齢期を経過した者（令和 9 年度に中学校在籍中の者は入学できない。）
(3) 原則として、次のいずれかに当てはまる者

ア 様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった者

イ 不登校や病気、その他の理由により、十分に通えないまま中学校を卒業した者

ウ 日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の者

2 募集学年

第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年を同時に募集する。（それぞれの定員は定めない。）

3 出願期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年 11 月 30 日（月）まで

この期間以降に出願する場合は、石川県教育委員会又は石川県立あすなろ中学校に問い合わせること。

4 入学者の決定方法

本人から提出される入学願書及び面接の結果を資料として、総合的に判断する。

5 その他

令和 9 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集の詳細については、令和 9 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集案内で定める。